

令和7年度静岡県福祉サービス第三者評価調査者継続・個別研修実施要綱

1 目的

静岡県福祉サービス第三者評価事業推進要綱に基づき、公正・中立な立場から福祉サービス提供事業者を評価し、結果を公表する福祉サービス第三者評価機関において、事業者及び利用者等の調査を行い、評価を実施する評価調査者のうち、評価業務に携わる者に対して、業務を継続的に実施するために必要となる知識等の付与及び資質の向上を図るため開催する令和7年度の静岡県福祉サービス第三者評価調査者継続・個別研修を実施するのに必要な事項を定める。

2 主催

静岡県

3 日程及び内容

実施日時：令和7年12月19日（金） 午前10時20分から午後4時30分

時間割	科目	講師（候補）	時間
10：20～ 10：30	1 オリエンテーション	福祉指導課	10分
10：30～ 11：30	2 講義 「幼保連携型認定こども園等の評価基準・ポイント解説」		60分
12：30～ 15：30	3 講義と演習 「評価根拠を明確にした公表様式の記載の仕方（幼保連携型認定こども園等）」	五味社会福祉士 個人事務所 五味 恭子 氏	180分
15：30～ 16：30	4 評価・まとめ		60分

4 受講対象数

98人

5 会場

静岡県総合社会福祉会館（シズウエル） 601 会議室

6 受講資格

(1) 静岡県福祉サービス第三者評価調査者養成研修修了者

※ ただし、修了者証が有効期限内の者

(2) 全国社会福祉協議会主催の社会的養護関係施設評価調査者養成研修会において「評価調査者養成研修会修了証書」を交付された者

※ ただし、修了者証が有効期限内の者

7 受講申込期間

令和7年10月10日（金）までに、静岡県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領様式1-2 継続研修受講申込書に必要書類を添付して、福祉指導課に提出する。

8 受講料

受講料は5,000円とし、県に納付するものとする。原則として、いったん納付した受講料は返還しない。また、研修にかかる交通費等は自己負担するものとする。

9 受講申込から受講までの流れ

- ① 受講申込書の提出 … 受講申込書に必要事項を記載し、必要書類を添付して、福祉指導課に提出する。
[提出期限] 令和7年10月10日（金）
- ② 受講料の納付 … 申込者あてに受講料の納入通知書を交付するので、納付期限までに納付するとともに、納付後速やかに、納入通知書（控）の写し等、納付を証明する書類の写しを福祉指導課に提出する。
[納付期限] 令和7年11月5日（水）
[提出期限] 令和7年11月10日（月）
- ③ 受講承認通知 … 上記の福祉指導課への到達により、納付が確認できた申込者に対し受講承認通知や研修に必要な書類を送付する。
[受講承認通知] 令和7年11月20日（木）
- ④ 受講 … 研修当日に、以下を回収するので忘れずに持参する。
《持参するもの》
 - ・受講承認通知
 - ・（受講資格アの本県養成研修修了者のみ）評価調査者養成研修修了者証（名刺サイズのもの）
 - ・筆記用具

10 修了

規定のカリキュラムを受講した修了者には、修了者証に研修の種類と修了年月日を記載し、確認印を押印する。

11 申込み・問合せ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課法人児童指導班

電話番号 054-221-2432

F A X 054-221-2142

E-Mail houjin-shidou@pref.shizuoka.lg.jp